

## 土佐清水市日常生活用具給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とし、土佐清水市地域生活支援事業実施規則（以下「規則」という。）に基づくもののほか土佐清水市日常生活用具給付等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 居宅生活動作補助用具の給付については、土佐清水市重度身体障害児・者住宅改修費給付事業実施要綱に定めるところによる。

3 点字図書等の給付については、土佐清水市点字図書給付事業取扱要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「重度障害者等」とは、市内に居住地を有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等をいう。

### (用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表1又は2の「対象者」及び「年齢制限」欄に掲げる重度障害者等とする。  
ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

### (用具の給付等)

第4条 福祉事務所長は、用具の給付等を決定したときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に日常生活用具給付委託通知書（様式第1号）により給付等を委託する。  
ただし、貸与の上限額は、別表1又は2の「基準額」及び「耐用年数」の範囲内とする。

2 前項の規定により委託を受けた業者は、用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に用具の給付等を行うものとする。

3 給付等を行った業者が、規則第19条の規定により請求を行う場合は、日常生活用具給付受領書（様式第2号）若しくは給付決定者に用具の給付等を行ったことを証する書類を添付の上、福祉事務所長に請求するものとする。

4 福祉事務所長は、前項の請求が適正であると認める場合は、支払いを行うものとする。

### (譲渡等の禁止)

第5条 給付決定者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### (費用及び用具の返還)

第6条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

### (排泄管理支援用具の特例)

第7条 福祉事務所長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として1回につき2か月分交付をすること。
- (2) 規則に定める別表第2の基準額（月額）の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（4か月分）の額を交付すること。
- (3) 申請1回につき3回分（半年分）まで一括交付すること。
- (4) 規則第6条に規定する費用の負担については、1回（2か月分）につき1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。

(再給付等の決定)

第8条 福祉事務所長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については別表の「耐用年数」欄に掲げる年数を勘案のうえ用具の再給付の決定を行なうものとする。

(台帳の整備)

第9条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第3号）を整備するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際、現に廃止前の土佐清水市心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則及び土佐清水市重度身体障害者日常生活用具の給付に関する規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。